

○京丹波町介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型及び通所型サービス事業
の人員、設備、運営に関する基準を定める要綱

平成28年3月4日

告示第10号

改正 平成29年3月23日告示第19号

平成30年4月1日告示第18号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 訪問介護相当サービス

第1節 基本方針（第7条）

第2節 人員に関する基準（第8条・第9条）

第3節 設備に関する基準（第10条）

第4節 運営に関する基準（第11条—第17条）

第2章の2 訪問型サービスA（緩和した基準による訪問型サービス）

第1節 基本方針（第17条の2）

第2節 人員に関する基準（第17条の3・第17条の4）

第3節 設備に関する基準（第17条の5）

第4節 運営に関する基準（第17条の6・第17条の7）

第2章の3 訪問型サービスB（緩和した基準による訪問型サービス）

第1節 基本方針（第17条の8）

第2節 人員に関する基準（第17条の9）

第3節 設備に関する基準（第17条の10）

第4節 運営に関する基準（第17条の11・第17条の12）

第3章 通所介護相当サービス

第1節 基本方針（第18条）

第2節 人員に関する基準（第19条・第20条）

第3節 設備に関する基準（第21条）

第4節 運営に関する基準（第22条・第23条）

第4章 通所型サービスA（緩和した基準による通所型サービス）

第1節 基本方針（第24条）

第2節 人員に関する基準（第25条・第26条）

第3節 設備に関する基準（第27条）

第4節 運営に関する基準（第28条・第29条）

第5章 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

第1節 基本方針（第30条）

第2節 人員に関する基準（第31条・第32条）

第3節 設備に関する基準（第33条）

第4節 運営に関する基準（第34条・第35条）

第6章 雑則（第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する訪問型及び通所型サービス事業
の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び実施要綱で使用する用語の例による。

（事業所の指定）

第3条 法第115条の45の3第1項に規定する指定（以下「指定事業者の指定」という。）は、京丹波町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱（平成18年京丹波町告示第28号）に準じて、サービスを行う者の申請により、事業所ごとに行う。ただし、委託契約に基づき事業を実施する場合はこの限りではない。

（指定の更新）

第4条 指定事業者の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 事業者が指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、訪問型サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は通所型サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定を受けているものとみなすことができる。
- 5 事業者が指定介護予防訪問介護事業所（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有する者とされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定介護予防通所介護事業所（旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する介護予防通所介護事業所をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、訪問型サービスの事業と指定介護予防訪問介護（旧指定介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は通所型サービスの事業と指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定を受けているものとみなすことができる。
- 6 事業者が指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する地域密着型通所介護

事業所をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、通所型サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定を受けているものとみなすことができる。

(指定拒否)

第5条 指定事業者の指定については、この要綱に規定した基準を満たした事業所であっても、当該事業所を指定することにより、京丹波町介護保険事業計画に規定する計画量を超える場合、その他の町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業所を指定しないことができる。

(事業の一般原則)

第6条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、町、他の事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 訪問介護相当サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第7条 訪問介護相当サービスの事業は、既に訪問介護を利用しており、訪問介護の利用の継続が必要な場合、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う場合、退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスとして訪問介護が特に必要な場合等であって、その利用者が可能な限りその居宅において、状態等を踏まえながら多様なサービスの利用を促進し、訪問介護員による身体介護、生活援助の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第8条 事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等(訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。)の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 事業者は、事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定介護予防訪問介護事業者(旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業又は訪問介護相当サービスと指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者又は訪問介護相当サービス及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷

地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

- 5 事業者が指定訪問介護事業所又は指定介護予防訪問介護事業所の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護又は訪問介護相当サービスの事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅介護サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

- 第9条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

（設備）

- 第10条 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業及び指定訪問介護の事業又は訪問介護相当サービスの事業及び指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続きの説明及び同意）

- 第11条 事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規定の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、分かりやすい説明書やパンフレット等（当該事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して説明を行い、事業者からサービスの提供を受けることにつき同意を得なければならない。この場合において、当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものとする。

（個別計画の作成）

- 第12条 サービス提供責任者（指定居宅サービス等基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービスの個別計画を作成するものとする。

（提供拒否の禁止）

第13条 事業者は、正当な理由なく訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第14条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第15条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第17条 事業者は、訪問介護相当サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を町長へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に当該サービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に訪問介護相当サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他のサービス事業者その他の関係者との連絡調整等その他の便宜の提供を行わなければならない。

第2章の2 訪問型サービスA（緩和した基準による訪問型サービス）

第1節 基本方針

(基本方針)

第17条の2 訪問型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、状態等を踏まえながら住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

- 第17条の3 事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は町長が指定する研修受講者をいう。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。
- 2 事業者は、事業所ごとに、従事者のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定介護訪問介護の事業又は訪問型サービスAの事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問型サービスA及び指定訪問介護の利用者又は訪問型サービスA及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数に応じて必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項の訪問事業責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者又は町長が指定する研修受講者であって、訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回、随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。
- 5 事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護又は訪問型サービスAの事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第17条の4 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

- 第17条の5 第10条の規定は、訪問型サービスAの事業について準用する。その場合において、「訪問介護相当サービス」とあるのは「訪問型サービスA」と読み替えるものとする。

第4節 運営に関する基準

(個別計画の作成)

- 第17条の6 訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA個別計画を作成するものとする。

(準用)

- 第17条の7 第11条及び第13条から第17条までの規定は、訪問型サービスAの事業について準用する。この場合において、「訪問介護相当サービス」とあるのは「訪問型サービスA」と、「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任

者」、「訪問介護員」とあるのは「従事者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第2章の3 訪問型サービスB（緩和した基準による訪問型サービス）

第1節 基本方針

（基本方針）

第17条の8 訪問型サービスBの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、地域のボランティア等による生活援助等の支援（身体介護を除く。）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従事者の員数）

第17条の9 事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 前項の従事者は、町が指定する研修の修了者その他町長が定める者とする。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第17条の10 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、当該事業の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

（記録の整備）

第17条の11 事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第17条の12 第11条及び第13条から第17条までの規定は、訪問型サービスBの事業について準用する。この場合において、「訪問介護相当サービス」とあるのは「訪問型サービスB」と、「訪問介護員」とあるのは「従事者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第3章 通所介護相当サービス

第1節 基本方針

（基本方針）

第18条 通所介護相当サービスの事業は、既に通所介護を利用しており、通所介護の利用の継続が必要な場合、多様なサービスの利用が難しい場合、集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる場合であって、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら多様なサービスの利用を促進し、通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第19条 事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 通所介護相当サービスの提供日ごとに、通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該通所型サービスを提供している

- 時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 通所型サービスの単位ごとに、専ら当該通所型サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 通所型サービスの単位ごとに、当該通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業所又は指定介護予防通所介護事業所の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は通所介護相当サービスの事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所介護相当サービス及び指定通所介護の利用者又は通所介護相当サービス及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該事業所の利用定員（当該事業所において同時に通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所型サービスの単位ごとに、当該通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 事業者は、通所型サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該通所型サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスの単位の介護職員として従事することができる。
- 5 前各項の通所型サービスの単位は、通所型サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所型サービスの他の職務に従事することができる。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 事業者が指定通所介護事業所又は指定介護予防通所介護事業所の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスの事業と指定通所介護の事業又は通所型サービスの事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 9 事業者が指定地域密着型通所介護事業所の指定を受け、かつ、通所型サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項から第7項までに規

定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第20条 第9条の規定は、通所介護相当サービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第21条 事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。

4 事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は通所介護相当サービスの事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 事業者が指定地域密着型通所介護事業所の指定を受け、かつ、通所型サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第5項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(衛生管理等)

第22条 事業者は、介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第23条 第11条から第13条まで、第15条から17条までの規定は、通所介護相当サービスについて準用する。この場合において、「訪問介護相当サービス」とあるのは「通所介護相当サービス」と、「サービス提供責任者」は「事業所の管理者」、「訪問介護員」とあるのは「介護職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4章 通所型サービスA(緩和した基準による通所型サービス)

第1節 基本方針

(基本方針)

第24条 通所型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、状態等を踏まえながら住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第25条 事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、通所型サービスの単位ごとに、当該通所型サービスを提供している時間帯に従事者（専ら通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業又は通所型サービスAの事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所型サービスA及び指定通所介護の利用者又は通所型サービスA及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の利用者1人あたりに対して必要と認められる数

- 2 事業者は、通所型サービスの単位ごとに、前項の従事者を、常時1人以上当該通所型サービスに従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスの単位の従事者として従事することができるものとする。
- 4 前各項の通所型サービスの単位は、通所型サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 事業者が指定通所介護事業所又は指定介護予防通所介護事業所の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業又は通所型サービスAの事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 6 事業者が指定地域密着型通所介護事業所の指定を受け、かつ、通所型サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第26条 第9条の規定は、通所型サービスAの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第27条 事業所は、通所型サービスAを提供するために必要な場所及び事業運営を行うために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する通所型サービスAを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。
- 3 事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受

け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業又は通所型サービスAの事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 4 事業者が指定地域密着型通所介護事業所の指定を受け、かつ、通所型サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(衛生管理等)

第28条 第22条の規定は、通所型サービスAの事業について準用する。

(準用)

第29条 第11条、第13条及び第15条から17条までの規定は、通所型サービスAの事業について準用する。この場合において、「訪問介護相当サービス」とあるのは「通所型サービスA」と、「サービス提供責任者」は「事業責任者」、「訪問介護員」とあるのは「介護職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第5章 通所型サービスC(短期集中予防サービス)

第1節 基本方針

(基本方針)

第30条 通所型サービスCの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、状態等を踏まえながら次に掲げるプログラムを複合的に行うことにより、利用者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的として実施しなければならない。

- (1) 運動器の機能向上
- (2) 栄養改善
- (3) 口腔機能の向上
- (4) 膝痛・腰痛対策
- (5) 閉じこもり予防・支援
- (6) 認知機能の低下予防・支援
- (7) うつ予防・支援
- (8) ADL/IADLの改善

- 2 通所型サービスCの事業は、利用者に前項各号に掲げるプログラムを提供するとともに、セルフケア(自分で自己の健康管理を行うことをいう。以下同じ。)に向けた動機付け及び学習を行うことによって、利用者が当該事業を「修了」して、住民主体による支援等の多様なサービスの利用の促進や地域活動の中で継続的な機能維持を推進していくことを目指して行わなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第31条 第25条の規定は、通所型サービスCの事業について準用する。この場合において、「通所型サービスA」とあるのは、「通所型サービスC」と読み替えるものとする。

(管理者)

第32条 第9条の規定は、通所型サービスCの事業についても準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第33条 第27条の規定は、通所型サービスCの事業について準用する。この場合において、「通所型サービスA」とあるのは、「通所型サービスC」と読み替えるものとする。

第4節 運営に関する基準

(サービス提供期間)

第34条 1人の利用者に対する通所型サービスCの提供期間は6か月間までの期間とする。

2 同一の利用者に対する利用については、最大1年間までとする。

(準用)

第35条 第11条、第13及び第15条から17条までの規定は、通所型サービスCの事業について準用する。この場合において、「訪問介護相当サービス」とあるのは「通所型サービスC」と、「サービス提供責任者」は「事業責任者」、「訪問介護員」とあるのは「介護職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第6章 雑則

(その他)

第36条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型及び通所型サービス事業の人員、設備、運営基準に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年3月28日から施行する。ただし、第4条第6項、第19条第9項、第21条第5項、第25条第6項及び第27条第4項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第19号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第18号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。